【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例の拡充等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	地方税 35 （固定資産税：外）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 先端設備導入計画の認定を受けた中小企業について、 ・計画中に賃上げ表明（1.5%以上）を行った場合：3年間、課税標準を1／2に軽減 ・計画中に賃上げ表明（3.0%以上）を行った場合：5年間、課税標準を1／4に軽減
				《要望の内容》 賃上げ水準の要件見直し及び中小企業における研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置の拡充等。
				《関係条項》 地方税法附則第 15 条第 42 項、地方税法施行令附則第 11 条第 45 項～第 48 項、地方税法施行規則附則第 87 項～第 91 項
5	担当部局			中小企業庁 事業環境部 財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和7年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			令和5年度（創設） 令和7年度（見直し）
8	適用又は延長期間			令和 11 年3月末
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げ、研究開発を促進し、我が国経済全体の発展を図る。 施策の必要性としては、生産年齢人口の減少による人材確保の困難などの労働供給制約のみならず、大幅な物価高や金利のある世界、通商環境の変化等の国内外市場における急速な環境変化、原材料やエネルギー価格、物流コストの上昇による企業収益の圧迫、サプライチェーンの不確実性など中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況である。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等や賃上げ促進を進めるとともに、赤字・黒字を問わず研究開発への設備投資の促進を行うことにより、中小企業の稼ぐ力を強化

				と、賃上げの好循環へとつなげる。
				《政策目的の根拠》 労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和8年6月）
		②	政策体系における政策目的の位置付け	7．中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であり、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、労働生産性を5年間で 15%（令和8年比）向上を目標とする。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	引き続き中小企業における賃上げ促進を進めるとともに、赤字・黒字を問わず研究開発への設備投資の促進を行うことにより、中小企業の稼ぐ力を強化と、賃上げの好循環へとつなげる。
10	有効性等	①	適用数	実績 ・令和5年度：11,120 件 ・令和6年度：6,539 件 ・令和7年度：4,523 件（令和7年 12 月末まで） 認定件数は、月平均当たりで 400～500 件であることから、令和7年度も令和6年度と同数が見込まれる。 したがって、令和7年度の件数を 6,000 件と仮定した場合、令和6年度と令和7年度の平均値を取ると、6,270 件となる。 さらに賃上げ水準の見直しにより一定水準の件数減少が想定されることを加味すると以下の適用件数が見込まれる。 〇見込み ・令和8年度：5,643 件 ・令和9年度：5,643 件 ・令和 10 年度：5,643 件
				【算定根拠】 先端設備等導入計画の認定実績と同数と仮定し中企庁にて推計
		②	適用額	・令和5年度：― ・令和6年度：6,320 億円 ・令和7年度：9,609 億円

			○見込み ・令和9年度：9,609 億円 ・令和 10 年度：4,249 億円
			【算定根拠】 先端設備等導入計画の認定実績より中企庁にて推計
		③ 減収額	○固定資産税 ・令和5年度：0億円 ・令和6年度：50 億円 ・令和7年度：76 億円 ○見込み ・令和9年度：76 億円 ・令和 10 年度：42 億円
			【算定根拠】 先端設備等導入計画の認定実績より中企庁にて推計
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 令和5年度本措置の適用を受けた者全体においては、前年度比▲2．2%であったが、賃上げ表明をした者に限れば、同＋2．6%であった。令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 （出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。 ※1　労働生産性＝付加価値額／従業員数 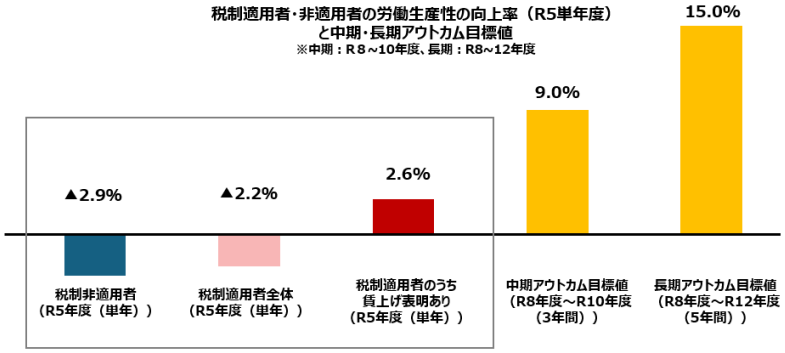 ※2　付加価値額＝営業利益＋人件費＋支払利息等＋賃借費＋租税公課 ※3　達成状況については、令和5年度に本措置を適用した者（N＝55）全体と、そのうち賃上げ表明をした者（N＝32）のそれぞれについて、労働生産性の向上率（前年度比）を算出している。（賃上げ表明あり：N=32）

※4　税制非適用者については、令和5年度に固定資産税の特例措置を適用した者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和5年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その労働生産性の向上率（前年度比）を算出している。
（N=1,481）

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
給与支給額の増加率（前年度比+3.0%）については、令和5年度に本措置の適用を受けた者全体においては 49%であったが、賃上げ表明した者に限れば 66%であり、賃上げ表明要件により中小企業に対する賃上げに向けた取組を促す効果があったと考えられる。
※令和7年度税制改正において、本税制は賃上げ表明をすることを要件化しており、当該分析を鑑みると、今後達成状況の改善が見込まれる。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

給与支給額の増加率（前年度比+3.0%）の達成状況
（R5年度（単年））



（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。
※1　給与支給額＝売上原価（うち労務費）+販管費（うち人件費）

※2　達成状況については、令和5年度に本措置を適用した者（N＝55）全体と、そのうち賃上げ表明をした者（N＝32）のそれぞれについて、給与支給額が 3.0%向上を達成した者の割合を示す。

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

―

		⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等の要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。 本特例措置により、事業者は赤字・黒字に関わらず生じる固定資産税の税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置では、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うことで、赤字・黒字を問わず負担が生じる固定資産税の負担軽減を図り、幅広い中小企業の設備投資の促進による労働生産性の向上等に寄与するものであることから、妥当性が認められる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は即時償却又は 10%の税額控除を選択適用（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）できることとされている。 中小企業の設備投資を後押しするためには、国税、地方税の両面から後押ししていくことが重要。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和6年度事前評価